

令和4年度 第4回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和5年1月26日（木）午後1時00分～午後1時30分
- (2) 場 所：県本庁舎1階 漁業調整委員会室（鹿児島市）
熊毛支庁第3会議室（西之表市）
屋久島町役場本庁2階 会議室
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) 熊毛海区漁業調整委員会指示の更新について（協議）
→ 原案のとおりとすることに決定。

令和4年度 第4回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和5年1月26日（木）午後1時00分～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	欠席
川東 守昭	漁業者・漁業従事者	出席
川南 進	漁業者・漁業従事者	欠席
甲山 博明	漁業者・漁業従事者	出席
森田 忠寛	漁業者・漁業従事者	出席
久賀 みず保	学識経験者	欠席
久米 元	学識経験者	出席
稲盛 重弘	中立	出席
八板 俊輔	中立	欠席

出席 6

欠席 4

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	久保 蘭 隆
次長（技術主幹兼水産係長）	山本 伸一
書記（水産係 水産技師）	櫻井 正輝

令和5年1月26日午後1時00分開会

【開会】

○久保菌事務局長

それでは、定刻になりましたので、令和4年度第4回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、3会場に分かれたWEB会議で開催いたします。御不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

会議の進行方法について、前回と同様でございます。

ご発言の際は、順番に1人ずつ行っていただき、普段よりも大きな声で、ゆっくりとご発言くださるようお願いいたします。

会議中、音声が聞こえづらいなどございましたら、お近くの職員までお声かけください。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会を進めさせていただきますが、本日は、委員10人中6人の出席をいただいております。熊毛海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

また、本日は、県水産振興課の漁業調整係 村田技術専門員にご出席をいただいております。

後ほど、関係議題についての説明や進行の補助をしていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会を開会いたします。

本日の議題は、会次第に示しております

「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」、

「熊毛海区漁業調整委員会指示の更新について（協議）」

の合計2件としております。

○久保菌事務局長

それでは開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

○甲山会長

皆さんこんにちは。本日はお足下の悪い中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

午前中、南種子町にてロケットの打ち上げがありましたが、無事成功し、ほっとしているところです。

今回の調整委員会ですが、熊毛地域で非常に重要な漁業であるモジャコ漁業に係る諮問がございます。皆さん、忌憚のないご意見をいただけたらと思います。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○久保菌事務局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせて頂きますが、規程により、座長は会長が務めることとなっておりますので、甲山会長よろしくをお願いします。

○甲山会長

規程に基づきまして、座長を務めさせていただきますので、議事の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

なお、発言は挙手の上、了承を得てから行うようにお願いします。

また、水産振興課の方は、委員発言の補助をよろしくをお願いします。

議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名者を、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

それでは、今回は稲盛委員と久米委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

○稲盛委員，久米委員

はい。

○甲山会長

それでは、議事に入ります。

議題1「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」という諮問事項を議題とします。水産振興課から説明をお願いします。

○村田技術専門員

水産振興課 漁業調整係の村田です。それでは、議題1について、ご説明いたします。

資料1となります。本議題は、諮問事項でありますので、まずは1ページの諮問文を読み上げます。

水振第698号，令和5年1月20日，熊毛海区漁業調整委員会会長様，鹿児島県知事，知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問），このことについて，漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置等の内容を定めたいので，漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき，貴委員会の意見を求めます。

2ページ目をお開き下さい。もじゃこ漁業については，ぶり養殖用種苗の稚魚を採捕する漁業であり，過剰な採捕は資源管理上の問題がある他，過剰な稚魚の供給は，ブリの生産・出荷に直結することから，需要と供給のバランスを考慮して，もじゃこの採捕を行う必要があります。

このため，採捕する稚魚の量につきましては，県を含む関係県で調整を行っているところ

ろです。

操業区域につきましては、県沖合一円、操業時期は漁業者団体は3月1日からの操業を希望されているため、3月1日から7月31日までとしています。

漁業を営む者の資格は許可を受ける者の要件となっております。本県では、もじゃこを採る漁協と採ったもじゃこを養殖用種苗として受け入れる漁協との間で需給契約を結ぶことを義務付けております。

また、もじゃこを採る漁協はもじゃこを採りに行く漁業者と納入契約を結ぶこととしているので、このことを記載しています。

2月末に許可証を発給する必要があることから、申請期間は短期間としておりますが、漁業者団体等関係期間とは調整済みでございます。

また、もじゃこ漁業については、本県漁業者団体と大分県漁業者団体との間で操業協定を締結しております。本県漁業者によるもじゃこ漁業終了後、大分県漁業者が本県海域でもじゃこ漁業を操業することとしていることから、本県漁業者に対する許可と大分県漁業者に対する許可を公示することとしています。

以上が説明になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○甲山会長

ありがとうございました。ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

それでは、議題1「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、原案のとおり定めることを適当として、答申してよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

では、そのように答申することに決定します。

○甲山会長

議題2は、「熊毛海区漁業調整委員会指示の更新について（協議）」です。

これは、協議事項です。事務局から説明をお願いします。

○櫻井書記

事務局の櫻井です。資料は右肩に資料2と書いてあるものをご覧下さい。それでは、議題2についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。これは今回更新について協議していただく 4 つの指示の一覧表となっております。

1 つ目がマダイの採捕についての指示、2 つ目がアサヒガニの採捕についての指示、3 つ目が浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示、4 つ目がウミガメの採捕についての指示となっております。

1 つ 1 つ指示ごとに説明させていただきたいと思います。資料の 2 ページをご覧ください。

こちらがマダイの採捕についての現行の指示となっております。熊毛海区漁業調整委員会指示第 1 - 1 号、熊毛海区におけるマダイの採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 2 年 3 月 17 日、熊毛海区漁業調整委員会会長、川南進。

1 体長制限。全長 13 センチメートル以下のマダイは採捕してはならない。

2 指示の有効期間。令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

資料 3 ページをご覧ください。マダイ採捕についての熊毛海区漁業調整委員会指示の現状について説明したものでございます。

まず、この指示を発出するに至った経緯ですが、平成 2 年からマダイの放流事業が始まって、放流場所付近の小型魚を保護する必要性が議論されるようになりまして、平成 2 年に当委員会において、13 センチ以下のマダイの採捕を禁止することが決定しております。

マダイの漁獲動向ですが、熊毛地区では平成 29 年以降、2 トン前後の漁獲量で推移しております。今期間中の動向ですけれども、特に問題となるような違反等はないと聞いております。

資料 4 ページをご覧ください。4 ページには、委員会指示更新の新旧対照表を表示しております。左側に改正案をしめしておりますが、変更の内容については、備考にありますとおり、指示番号・漁業法の条文・指示日・会長・有効期間の変更になります。

また、今回協議の参考となるよう事前に各漁協にアンケートを実施しております。その結果を 5 ページに掲載しております。

管内 3 漁協からご回答頂きまして、過去 3 カ年のマダイ漁獲実績、指示の更新についての意見を掲載しています。3 漁協ともこのままの内容で更新すべきと回答しています。

各自お目通しください。

資料の 6 ページをご覧ください。アサヒガニの採捕に関する委員会指示となっております。熊毛海区漁業調整委員会指示第 1 - 2 号、熊毛海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。

令和 2 年 3 月 17 日、熊毛海区漁業調整委員会会長、川南進。

1 体長制限。甲長 8 センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。

2 禁止期間。5 月 1 日から 9 月 30 日までは、アサヒガニを採捕してはならない。

3 指示の有効期間。令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

資料の 7 ページをご覧ください。アサヒガニの採捕についての熊毛海区漁業調整委員

会指示の現状について説明したものになります。

まず操業状況ですが、1の(1)をごらんください。

県の漁業調整規則では、6月と7月が採捕禁止となっております。それに上乗せする形でこの熊毛海区漁業調整委員会指示で5月から9月が採捕禁止となっております。

さらに、自主規制ということで、平成10年の熊毛地区漁協長等連絡協議会での申し合わせ事項としまして、4月から10月が採捕禁止となっておりますので、現在の操業期間は11月から3月となっております。

ただし、屋久島については、現在4月は操業しているということですので、自主規制の4月の部分については米印をつけてあります。

(2)の委員会指示の経緯ですが、現在まで9回の更新を行っておりまして、第1回目は、3年と少しの期間となっておりますが、その後については毎回3年ごとの更新となっております。漁獲動向でございます。2のグラフをご覧ください。

昭和57年には、33トンという水揚げがありました。ここをピークに徐々に水揚げが減少し、近年はほぼ横ばいとなっております。

3今期間中の動向ですが、漁場行使等は管内各漁協で管理されており、問題となるような違反等はないと伺っております。

ページをめくっていただきまして、資料の8ページをご覧ください。

アサヒガニかかり網漁業の現状になります。こちらは熊毛支庁で聞き取りを行った結果になります。

資料に書いてあるとおり、管内全ての漁協でアサヒガニの漁業権が設定されておりまして、それに基づいて漁業権漁業が行われております。

保有統数は、漁業権の行使承認を受けて行うもの、いわゆる漁業権漁業と県知事から許可をもらっている県知事許可漁業、これを合わせたものとなっております。種子島の西之表地区が16統、中種子地区が8統、南種子町漁協が19統、屋久島漁協の上屋久地区が7統、旧屋久町地区が12統となっております。

操業期間は先ほど申し上げたとおり、種子島については11月から3月、屋久島については11月から4月となっております。

その下に令和3年の漁獲実績が書いてありますけれども、単価としましては、大体2,000円から2,800円程で取引されているというのが実態であります。

下に知事許可漁業の内容とありますが、操業区域としましては、熊毛海区の海域、操業期間は10月から4月までとなっております。

制限条件としまして、かかり網の積載量は300枚以内というものがあります。

その下に知事許可隻数の推移が書いてあります。近年は30後半の統数で推移していません。

9ページをご覧ください。委員会指示更新の新旧対照表を表示しております。左側に改正案をしめしておりますが、変更の内容については、備考にありますとおり、指示番号・漁業法の条文・指示日・会長・有効期間の変更になります。

ページをめくっていただきまして、10ページには各漁協に事前に指示更新に関する意見聴取を行った結果を示しています。2に3漁協の過去3年間の水揚げ量、3に更新に

関する意見を記載しておりますが、このままの内容で更新すべきと3漁協から回答頂いております。

資料の11ページをご覧ください。

これは浮魚礁の敷設承認等に関する委員会指示となっております。

熊毛海区漁業調整委員会指示第1-3号

熊毛海区における「浮魚礁」（中層式魚礁を含む。ただし、県漁業調整規則第7条第2号サのしいらづけ漁業で使用する「つけ」は除く。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

つけについては、県知事許可漁業のほうで管理するというので、指示からは外すという内容となっております。

令和2年3月17日、熊毛海区漁業調整委員会会長、川南進。

1 敷設の承認等、

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする者は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」により、熊毛海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認を受けた浮魚礁を利用して、一本釣り漁業、ひき縄漁業等を操業しようとする者は、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならない。
- (3) 平成29年3月17日熊毛海区漁業調整委員会指示第28-4号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際、現に存するものについては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までは、第1号の承認を受けたものとみなす。

これは継続して設置しているもののみなし規定となっております。

2 指示の有効期間。令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

12ページをご覧ください。浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示の現状について説明したものでございます。

この指示の経緯ですが、これまで10回更新されておまして、第1回目が2年7カ月の期間となっておりますが、第2回目以降は3年ごとの更新となっております。

今期間中の動向ですが、第8回目期間中に2基の県営大型浮魚礁を敷設承認しております。これは下の一覧表に書いてある16番目と17番目ですが、屋久島沖の1基が設置後10ヶ月で流出しました。また、当該浮魚礁については、宮崎県まぐろはえ縄漁船とのトラブルも発生しましたが、両県で協議会を設置し、現在は、浮魚礁の設置及び利用等について情報提供・調整を行っているところです。

なお、これまでに敷設承認し、現存している浮魚礁は2基のみとなっております。

13ページをご覧ください。委員会指示更新の新旧対照表を表示しております。左側に改正案をしめしておりますが、変更の内容については、備考にありますとおり、指示番号・漁業法の条文・漁業調整規則の条文・指示日・会長・指示番号・みなし承認期間・有効期間の変更になります。

資料の14ページ、15ページが浮魚礁敷設承認取扱要領となっております。

資料の16ページが浮魚礁敷設承認に係る審査基準、17ページから20ページまでがその様式となっておりますので、また後ほど目を通していただきたいと思います。

資料の21ページをご覧ください。ウミガメの採捕制限に関する委員会指示になります。熊毛海区漁業調整委員会指示第1－4号、熊毛海区におけるウミガメの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年3月17日、熊毛海区漁業調整委員会会長、川南進。

1～10の項目がありますが、今回は時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、有効期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。

資料の22ページをご覧ください。うみがめの採捕についての熊毛海区漁業調整委員会指示の現状でございます。

指示の経緯ですけれども、これまで11回の更新がされておりました、第1回目は平成4年4月1日からの1年間、少し様子見ということで1年間の指示を出しておりました、2回目以降、3年間の期間で更新がなされております。

2近年の動向というところですが、今期間中の採捕承認の実績はありませんでした。直近では、下記の2件だけで、この表に書いてありますとおり、平成21年2月と21年の5月に両方ともNPO法人日本ウミガメ協議会のほうへそれぞれ5頭、10頭の採捕承認をしております。

3ウミガメの採捕規制等ということですが、ウミガメ採捕等に関してはさまざまな法律等で規制がされておりました、それを一覧にしております。

23ページをご覧ください。委員会指示更新の新旧対照表を表示しております。左側に改正案をしめしておりますが、変更の内容については、備考にありますとおり、指示番号・漁業法の条文・指示日・会長・有効期間の変更になります。

ページをめくっていただきまして、資料の24ページをご覧ください。

うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領の新旧対照表になります。更新（案）にあります、今回は要領の改正として、第9この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。附則1この要領は、令和5年4月1日から施行するという文章を追加してあります。

25ページは現行のうみがめの採捕承認に関する事務取扱要領となっております、26から28ページまでがその様式となっております。

なお、29ページから33ページにかけて、県庁水産振興課が実施した委員会指示更新に伴う調査の集計結果を示しております。

最後の33ページには、本県におけるウミガメ上陸、産卵回数の推移を参考まで添付しております。

事務局からは以上でございます。

○甲山会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等はありませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

議題2の「熊毛海区漁業調整委員会指示の更新について（協議）」は、原案のとおりとし、この件は終了いたします。

○甲山会長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆さまから何かありますか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

全体を通して、御意見・御質問はありませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

その他として事務局から何かありますか。

○久保菌事務局長

特にございません。

○甲山会長

それでは、他に無いようですので、議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

○久保菌事務局長

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第4回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。
皆様、お疲れ様でした。

令和5年1月26日午後1時30分閉会